

2014年10月

## REACH: 化学物質の登録、評価、認可 (EC規則 1907/2006)

シリコンおよび多結晶シリコンで世界をリードするメーカーの一つであるダウコーニングは、長年にわたり Responsible Care® に取り組み、持続可能な発展に専心する方針を打ち立ててきました。ダウコーニングは、REACH 規則の目的を全面的に支持しています。REACH 規則の目的は、人の健康や環境の保護水準を向上することや、化学業界が化学物質の特性と用途に関する適切なレベルの知識を備え、サプライチェーンを通してリスク管理を求めることにあります。

REACH は 2007 年 6 月 1 日に施行されました。本規則では、サプライチェーンパートナー間、そして欧州化学品庁 (ECHA: European Chemicals Agency) との間で多量の情報が収集され、交換されることが求められます。ダウコーニングは、顧客、代理店およびサプライヤー間の体系化された、効果的かつ確実な情報交換のために、ツールを開発しました。

サプライチェーンのメンバーが REACH 遵守に取り組む中、多様な様式と質問事項を伴う情報への需要が高まっています。ダウコーニングでは、REACH を遵守する上で必要なすべての情報を適時利用できるように致します。

以下に、ダウコーニングの REACH 実施についての重要な側面の概要を示します。

- **予備登録:** ダウコーニングでは、既存製品群の中で、REACH において事前に予備登録する責任および義務を有するすべての物質を事前に予備登録しています。また、当該遵守を確認するために、原料供給者やダウンストリームユーザーとの協力体制の構築にも努めています。これは、サプライチェーンの中断を最小限に抑える上で重要となります。
- **登録:** ダウコーニングでは、REACH で定められている義務に従い、製品に含まれる物質の登録を行っています。今後も、残りの REACH 実施スケジュールに従って登録を進めると共に、REACH の段階的な登録要件 (2013~2018 年の経過規定) を遵守します。一般的なダウコーニング製品には多数の物質が含まれているため、製品ごとに具体的な期限を設けることが不可能な場合があります。
- **登録番号:** 弊社の製品はその複雑性のため、製品に関連する登録番号が定期的に付与されることはありません。REACH は製品ではなく、物質の登録を義務付けています。そのため、登録番号が存在するのはすでに登録済みの物質のみであり、2013 年または 2018 年までに登録が義務付けられている物質については、現時点で登録番号は存在しま

注意事項: ここに記載されている情報は、最大善意において提供されるものであり、本書発行日時点での REACH 遵守に関するダウコーニングの見解を示すことのみを目的としたものです。この情報は、法的助言や法律または規則に関する指導を構成するものではなく、また、そのような目的で依拠すべきではありません。ダウコーニング コーポレーションまたはその関連会社は、この情報の受領者によるこの情報への依拠または使用から生じた如何なる責任も負わないものとします。

せん。現在のところ、ポリマーは対象外です。弊社製品の大部分は様々な物質の混合物であるため、ダウコーニングの製品自体に登録番号は存在しません。

- **輸入製品**（注意）：上記情報は、欧州経済領域 (EEA) 内にあるダウコーニングの工場および倉庫から購入された製品にのみ適用されます。EEA 外から購入された製品については、弊社の Web ページにある、[REACH リソース・センター](#)をご覧ください。ここから、EU/EEA への輸出に適用される唯一の代理人受託サービスのための ORT リクエストフォームへのリンクをご利用ください。
- **高懸念物質 (SVHC)**: また REACH リソース・センターから、REACH 候補物質リストに追加された物質が含まれる既存製品をすべてご覧いただけます。このリストは、ECHA による候補リストの更新に合わせて、年 2 回更新されます。リストは、以下のリンクから入手することができます。  
[REACH 候補物質リスト掲載の物質によって影響を受ける製品\(English\)](#)  
[Deutsch](#) | [Français](#) | [Italiano](#) | [Español](#) | [Português](#)
- **供給への影響**: 弊社サプライヤーの撤退により特定成分を入手できない場合、弊社製品を処方変更するために、商業的に可能な何らかの事前措置を講じます。そのような状況が発生した場合、お客様に状況をお伝えします。
- **ダウストリームにおける用途**: 弊社は、製品の用途に関する理解を深めるために、ダウストリームユーザーとの連携に努めます。これらの用途をダウコーニングが支持し、支障なく継続が可能である場合、ダウコーニングは当該用途の登録を行います。お客様が、機密保持上の理由により、ダウコーニング製品（ダウコーニングにより、EU で製造された、または EU に輸入された物質が含まれる）の用途を開示することを望まない場合、REACH は、ダウストリームユーザーが各自の責任で物質の用途を ECHA に直接登録することを認めています。  
[http://www.dowcorning.com/content/publishedlit/REACH\\_uses\\_for\\_Dow\\_Corning\\_products.pdf](http://www.dowcorning.com/content/publishedlit/REACH_uses_for_Dow_Corning_products.pdf)
- **アップストリームにおける用途**: ダウコーニングは、物質の使用が企業機密となる場合を除き、主要な原材料が確実にサポートされる（必要に応じて登録される）こと、および弊社の製造プロセスが REACH による影響を受けないようにするための合理的必要性に基づいて、弊社のサプライヤーに対して情報を提供する予定です。RIP 3.2.2-IV の下で規定されている用途・ばく露のガイドラインは、この情報交換の基礎を形成しています。注: 年間生産量が 10 トン未満で有害性 (付属書 III) に分類されない工業製品について、用途情報は要求されません。

化学物質のユーザーが REACH における義務に精通されていない場合、欧州化学品庁が提供する [REACH Navigator – About REACH](#) を是非ご参照ください。

注意事項: ここに記載されている情報は、最大善意において提供されるものであり、本書発行日時点での REACH 遵守に関するダウコーニングの見解を示すことのみを目的としたものです。この情報は、法的助言や法律または規則に関する指導を構成するものではなく、また、そのような目的で依拠すべきではありません。ダウコーニング コーポレーションまたはその関連会社は、この情報の受領者によるこの情報への依拠または使用から生じた如何なる責任も負わないものとします。

**DOW CORNING**

ダウコーニングは、本書に関する詳細で具体的な質問にお答えする法規制担当の専門家から成るチームを揃えています。ご質問がございましたら、[reachsupport@dowcorning.com](mailto:reachsupport@dowcorning.com) まで電子メールにてお問い合わせください。

ダウコーニング コーポレーション  
(およびグループ会社)

注意事項: ここに記載されている情報は、最大善意において提供されるものであり、本書発行日時点での REACH 遵守に関するダウコーニングの見解を示すことのみを目的としたものです。この情報は、法的助言や法律または規則に関する指導を構成するものではなく、また、そのような目的で依拠すべきではありません。ダウコーニング コーポレーションまたはその関連会社は、この情報の受領者によるこの情報への依拠または使用から生じた如何なる責任も負わないものとします。